

秋田県 鹿角市の取り組み

1 移行のねらい

取り組みの背景

第6期介護保険事業計画の策定作業において、これまで増加を続けてきた65歳以上の高齢者は、2020年をピークに減少に転じることが見込まれた。また、75歳以上の高齢者に限っても、2026年をピークに減少に転じることが見込まれた。

一方で、現在65歳以上の若い世代の人口は、過疎化により非常に少なくなっている。高齢者人口は減少しても高齢化率は上昇し続けるのである。住み慣れた地域での生活を支えてきた自治会活動や近隣の支え合いが、これまでどおりにいかなくなるのではないかと懸念されている。また、介護人材の不足により、現在提供している介護サービス量も維持していくことが困難になっていくのではないかと懸念されている。

現時点でも高齢者の生活支援や介護予防など、まだまだ取り組まなければならないことが多い。こうした視点から総合事業および生活支援体制整備事業に取り組む必要があり、取り組み始めたところである。

地域の状況(高齢者データ、地域資源データ)

面積	707.34 km ²
人口	32,874人(平成27年9月末) ←37年 27,754人
高齢者人口	11,794人(平成27年9月末) ←37年 11,767人
高齢化率	35.9%(平成27年9月末) ←37年 42.4%
後期高齢者人口	6,539人(平成27年9月末) ←37年 7,013人
後期高齢者割合	19.9%(平成27年9月末) ←37年 25.3%
世帯数	13,246世帯(平成27年9月末)
要介護・要支援認定者数	2,091人
認定率	17.7%
介護保険料(基準額)	第6期:年額70,800円(月額5,900円) 第5期:年額66,630円(月額5,553円)

2 総合事業への移行に向けたスケジュールと取り組みの概要

スケジュール

【～移行まで】

平成 27 年 2 月 第 6 期介護保険事業計画説明会、移行時期を事業者を示す

平成 27 年 3 月 移行時期に関する条例を制定(移行時期については規則に委任)

平成 27 年 7 月 平成 28 年 1 月移行について規則を制定

平成 27 年 10 月 国保連と打合せ、市内事業者への説明会を開催

平成 27 年 12 月 給付管理システム業者と打合せ、12 月補正にて関係予算組み替え

新しい総合事業に移行
(平成 28 年 1 月)

【移行後～平成 27 年 1 月末現在】

① 個別ケースの対応について、随時、地域包括支援センターと協議(対応例をつくっていく)

② 移行後 1 か月をめぐり、地域包括支援センターと対応を整理する予定(以降も定期的に)

③ 平成 28 年 4 月から、地域包括支援センター2箇所増

総合事業への移行までの取り組み概要

平成 27 年 2 月

- ・ 第 6 期介護保険事業計画事業者説明会を開催。総合事業への移行時期は、平成 28 年 1 月であることを介護サービス事業者へ示した。

平成 27 年 3 月

- ・ 移行時期に関する条例を制定（移行時期については規則に委任）

平成 27 年 7 月

- ・ 平成 28 年 1 月移行について規則を制定（合わせて、生活支援体制整備事業の着手を平成 27 年 8 月からと規定）

平成 27 年 10 月

- ・ 国保連と打ち合わせ。移行時期、サービス種類、単位数等について確認した。
- ・ 市内事業者への説明会を開催。みなしを中心に移行すること、総合事業の概要等について説明した。システムの対応状況の確認を依頼した。

平成 27 年 12 月

- ・ 地域包括支援センター、給付管理システム業者と打ち合わせ。サービスコードについてはマスタの変更で足りることを確認した。
- ・ 相談からサービスまでのフローチャートを作成。認定担当者や地域包括支援センターと流れを再確認した。
- ・ 基本チェックリスト判定一覧表を作成。窓口担当者と使用方法について再確認した。
- ・ 12 月補正にて関係予算の組み替えを行った。

平成 28 年 1 月

- ・ 新しい総合事業に移行

3 移行プロセスにおける主な取り組み

実施体制

鹿角市役所 (福祉保健センター内)	長寿支援課	長寿生活班	・ 介護保険事業計画 ・ 介護保険事業の運営 ・ 高齢者福祉施策
		地域包括支援センター	・ 介護予防事業 ・ 介護予防ケアマネジメント

- ・ 本市では地域包括支援センターが直営 1 箇所のみであり、介護保険事業の運営を担当する長寿生活班と同じ課に所属し、同じ事務室で業務を行っていることから、随時調整が可能であった。
- ・ また、長寿生活班では高齢者福祉施策も担当しているため、地域資源等の情報も多い。
- ・ 福祉保健センター内に社会福祉協議会もあり、随時調整が可能であった。

主な取り組み内容等

(1)生活支援体制整備事業への取り組み

移行時期を平成 28 年 1 月としたことにより、平成 27 年度に入って半年程度の余裕ができた。この間に、多様なサービスを創出することができないか検討したが、結果的にみなしを中心に移行することとした。

一方で、平成 27 年 8 月以降、社会福祉協議会と連携し、生活支援体制整備事業における研究会等の実施に力を入れた。この作業の中で、地域資源の把握につながり、また今後の住民主体のサービスの方向性が見えてきた。

【発生した課題と対応策】

- ・ 新しい総合事業を活用して、鹿角市の住民が必要とする新しい生活支援サービスを創出していきたい。
- ・ 先行して実施している自治体のサービス例を見ても、鹿角市に合うかどうか自信が持てない。多様なサービスの方向性を誤ると、修正が難しくなるのではないかな。
- ・ みなしサービスだけでは事業対象者が増加するだけで、予算が増えるとともに、サービス漬けになる恐れがあるのではないかな。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- ・ 平成 27 年度中に生活支援体制整備事業の位置付け、生活支援コーディネーターおよび協議体の方向性を見極めることとした。また、平成 28 年度には生活支援コーディネーターの配置および協議体の設置を行い、本格的に事業に着手できるよう目標を設定した。
- ・ 社会福祉協議会と連携して研究会等を実施したことにより、効率的に進捗した。以下、実施内容である。

平成 27 年 7 月

- ・ 新地域支援事業市町村等研修会へ社会福祉協議会や地域づくり協議会と一緒に参加
- ・ 生活支援体制整備事業については平成 27 年 8 月に着手することとして規則を制定

平成 27 年 8 月

- ・ 1 回目の研究会を開催。住民を交えてグループワークを実施

平成 27 年 9 月

- ・ 9 月補正にて必要経費を措置（生活支援コーディネーター養成研修参加費用）

平成 27 年 10 月

- ・ 2 回目の研修会を開催。社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動研修会と兼ねる。市内好事例の紹介など

平成 27 年 11 月

- ・ 秋田県生活支援コーディネーター養成研修へ参加（包括 1 人、社会福祉協議会 4 人）
- ・ 住民向けのフォーラムを開催。社会福祉協議会主催の社会福祉大会と兼ねる。

【取り組みの成果】

- ・ 第 1 層は地域包括支援センター、第 2 層は社会福祉協議会が担うこととなった。
- ・ 研修会・研究会・フォーラムに参加するような意欲のある住民が知識を深め、活動の幅を広げることにより第 3 層を担っていくような方向性が見えてきた。
- ・ 平成 28 年 4 月からはボランティアポイント制度も導入（社会福祉協議会へ委託）し、ボランティアに関する窓口を社会福祉協議会に一本化しながら、活動の活性化を図っていく。
- ・ 近いうちに、住民主体のサービスが現れるように、生活支援体制整備事業を活用して支援していきたい。

4 総合事業の概要

基準	多様なサービス	多様なサービス
種別	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
名称	ゆうゆうクラブ	はつらつ体操教室
内容	運動機能向上を目的とした体操やレクリエーション、生きがいづくり活動を取り入れた介護予防教室	専用の運動器具を使用した筋力向上トレーニング教室
対象者とサービス提供の考え方	基本チェックリスト該当者	基本チェックリスト該当者
実施方法	委託	委託
基準	高齢者センター、老人福祉センター、谷内地区市民センターを会場とする。	専用の運動器具が設置されている高齢者センターを会場とする。
サービス提供者	介護サービス事業者	健康運動指導士(総合型スポーツクラブ)
費用	初回のみ 1,000 円(保険料として)	初回のみ 1,000 円(保険料として)

※ これまで実施している「配食サービス」は、その他の生活支援サービス（栄養改善を目的とした配食）に区分した。

※ これまで実施している「口腔・栄養改善教室」は、通所型サービスC（短期集中予防サービス）に区分した。

【1自治体1サービス自慢】～ゆうゆうクラブ・はつらつ体操教室～

これまで実施している「ゆうゆうクラブ」「はつらつ体操教室」は、直営の地域包括支援センターが委託により実施している介護予防教室である。また、これまでも、基本チェックリストを活用して、利用者の決定を行っていた。

新しい総合事業におけるサービスに移行したことにより、今後は利用者の受け皿としての期待が高まることが予想される。

介護サービスと同様に利用状況を常に把握しながら、必要に応じて開催回数や場所を増やしていくといった対応が求められる。

5 取り組みのポイント

1

○**介護保険事業だけでなく、高齢者福祉やまちづくりといった少し広い視点でとらえる。自分たちの町がこれまで培ってきた財産を、組み合わせ、発展させて進める。**

市内には189の自治会が存在し、全世帯のうち約80%の世帯が加入している。組織的に高齢者の生活支援に取り組む自治会も多く、また、高齢者について問題が発生した場合、自治会長と相談して進む場合も多い。本市の場合、自治会は高齢者の暮らしを支える最大の力である。

高齢者福祉では、シルバー人材センターによる間口除雪、自治会による間口除雪、高齢者の集いの場である地域生き生きサロンなど、本市で既に実施して成果を上げている事業がある。こうした既にあるもの（財産・資源）を組み合わせ、発展させて進めて行くことが近道である。

○**住民から得た情報については速やかに反応し、次の展開につなげる。**

新しい総合事業では、行政がサービスの枠をつくり、利用者を当てはめていくことは難しいと感じる。熱意のある住民、介護サービス事業所、社会福祉協議会、地域包括支援センターと情報交換しながら、良いものには速やかに反応して次の展開につなげていく。

2

6 今後の課題と展開方針

総合事業全体としての展開方針

総合事業で実施していくべきことは、2025 年に向けて「介護予防」と「生活支援」を充実させていくこと。

本市では、昭和 22 年から 25 年生まれの年代の人口が多く、実際には 2022 年頃から 75 歳への到達がはじまる。2022 年までに体制を準備しておくためには、第 6 期および第 7 期介護保険事業計画期間（2020 年まで）において一定の成果を出す必要がある。

第 6 期において見えてきた方向は次のとおり。

平成 28 年 1 月

- ・ 新しい総合事業へ移行済

平成 28 年 1 月～3 月

- ・ 個別ケースの対応について、随時、地域包括支援センターと協議（対応例をつくっていく）
- ・ 移行後 1 か月をめぐり、地域包括支援センターと対応を整理（以降も定期的に）
- ・ 直営包括 1 箇所に加え、4 月から委託包括 2 箇所が増えるため、新しい総合事業における対応策を整理していく必要がある。

平成 28 年 4 月

- ・ 委託包括 2 箇所増（高齢者への支援協会の他、総合事業等を活用した地域づくりにも力を入れる必要があると判断）
- ・ 社会福祉協議会へ第 2 層生活支援コーディネーターおよび協議会を委託
- ・ 社会福祉協議会へ介護予防ボランティア事業（ボランティアポイント）を委託
- ・ 地域生き生きサロン（一般介護予防事業）へのボランティアが増加→活動の充実・多様化
- ・ 介護サービス事業者でもボランティアが増加→場合によっては、高齢者雇用のきっかけに（緩和した基準サービスにつながる）

～相乗効果～

- ・ ボランティア活動の活性化→住民主体のサービス創出

平成 29 年 1 月

- ・ みなし→独自サービスコードに移行

平成 29 年 4 月

- ・ 多様なサービスの設定・実施

※ 平成 24 年度から展開している地域生き生きサロンについては、個人のボランティアによる開設を中心に始まり、最近では自治会単位での開設が増加している。平成 28 年 3 月現在、合計 9 箇所。

現在は、広く高齢者に利用していただきたいため、一般介護予防事業で実施しているが、今後は、総合事業における要支援および事業対象者の受け皿（通所型サービス B）としても位置付けていく必要がある。地域包括支援センターと連携し、介護予防ケアマネジメントに積極的に取り入れながら、活動の充実を図っていく。

※ 上記は多様なサービスを創出するために計画しているおおまかな流れ。必要があれば、前倒しして実施していく。

※ 皆と議論し、良いものは補正予算でもどんどん取り入れていく。

【個別の課題と展開方針】

◎熱意のある住民と話し合う場が必要

生活支援体制整備事業を活用し、熱意のある住民と話し合う場を設けていく。